

新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針

令和4年4月8日

新型コロナウイルス感染症飯山市対策本部

1、現在の状況について

(1) 国の現状

- ・ 令和4年1月以降のオミクロン株による爆発的な感染拡大を受け、広島県、山口県及び沖縄県について、1月9日からまん延防止等重点措置区域とする公示がなされた以降、一時は全国の36都道府県にまで及んだまん延防止等措置については、3月21日をもってすべての適用が解除された。
- ・ 3月下旬以降、新規陽性者数が再び増加に転じている都道府県も出始め、オミクロン株（BA.1）よりもさらに感染力が強いとされている変異株（BA.2）への置き換えりによる感染再拡大を警戒している。
- ・ ワクチン接種については、4月6日発表分で1回目・2回目の接種率がそれぞれ概ね8割、3回目の接種率は43.8%となっている。

(2) 長野県の現状

- ・ オミクロン株への置き換えりが令和4年1月以降、県内地域でも広がりを見せ、1月27日から2月20日を適用期間としたまん延防止等重点措置を適用したが、新規陽性者数及び確保病床使用率の高止まりが懸念されたことから、まん延防止等重点措置の適用期間を更に2月21日から3月6日まで延長した。
- ・ 3月6日までの延長期間において、新規陽性者数及び確保病床使用率が着実に減少し、加えて高齢者やエッセンシャルワーカーのワクチン接種が順調に進んでいることを踏まえ、3月6日をもってまん延防止等措置を終了した。
- ・ 3月7日以降の第6波の収束と感染の再拡大防止に向けた的確な対策など4つの重点対策を掲げ、県新型コロナウイルス感染症対応方針を更新し、3月29日には感染警戒レベルの基準や医療アラートの運用を見直し、今後はそれぞれ別建てで運用することにした。
- ・ まん延防止等重点措置の解除以降、新規陽性者数が再び増加に転じている地域も出始め、オミクロン株（BA.1）よりもさらに感染力が強いとされている変異株（BA.2）への置き換えりによる感染再拡大を警戒している。
- ・ 全県のワクチン接種率は、4月6日発表分で3回目は47.4%となっている。（1回と2回の公表は1月24日で終了）

(3) 北信圏域と飯山市の現状

- ・ 1月27日から2月20日までを適用期間とした、まん延防止等重点措置の区域の決定に伴い感染対策に取り組んだが、県のまん延防止等重点措置の適用期間が、更に2月21日から3

月6日までを延長する決定を受け、更なる感染対策に取り組み、3月6日をもって終了した。

- ・ 飯山市内の感染者は4月7日発表分までで累計が398件となった。
- ・ 飯山市のワクチン接種率は、12歳以上の接種対象者のうち4月4日現在で、1回目の接種率は93.2%、2回目の接種率は92.4%、3回目の接種率は48.8%となっている。3月には5歳から11歳までの小児ワクチン接種について、基礎疾患をお持ちのお子さんの優先接種の希望調査を行った。

2、今後の基本方針

- (1) 現時点でとるべき対策の目標は、国や県の方針を踏まえた上で、引き続き、感染拡大防止策を図り飯山市内での感染の発生を可能な限り防ぎ、市民の生命と健康を守ることにある。この目標を達成するため、まん延防止策として「三つの密」を避けることを徹底するとともに①クラスター（患者集団）による集団感染を防止すること、②接触機会の低減を促進すること、③高齢者や基礎疾患のある方など重症化しやすい方を守ること、④市民の行動変容を促進すること、⑤国が示した「新しい生活様式」への定着を推進することを最重点課題として感染防止に取り組んでいく。
- (2) 市民生活や地域経済に影響が生じていることから、コロナ禍の克服に向けた取り組みにより市内の経済活動を促進する。
- (3) 予防接種については、厚生労働大臣の指示のもと県の協力により、迅速・効率的に実施する。
- (4) 今後も、まん延防止等重点措置の適用がなされた場合は、長野県が策定する取組方針に準じ感染防止に取り組む。

3、具体的な取り組み

- (1) 市民等に対する正確な情報提供の強化・徹底

市民の不安を払しょくするため、様々な媒体を活用した迅速で正確な情報提供を行う。
(ホームページ、防災無線、facebook、広報など)

- (2) 感染予防策

ア 集団感染が確認された場に共通する次の3つの条件を避けるための取り組みを進める。

- ①「換気の悪い密閉空間」を避ける。
- ②「多数が集まる密集場所」を避ける。
- ③「間近で会話や発声をする密接場面」を避ける。

イ 寒い環境でも換気を実施し、適度な保湿（湿度40%以上を目安）も心がける。

ウ 「新しい生活様式」への移行を推進する。

エ こまめな手洗い、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を周知徹底する。

オ 体調の悪い方は外出しないよう呼びかける。

- カ 仕事や受験、冠婚葬祭、出産、介護、帰省などで、やむを得ない理由で県外と往来する市内在住者の内、希望により、抗原簡易検査キットについて期限を定めて配布する。
- キ 人と人との接触機会を極力減らすよう呼びかける。
- ク 外出する場合は人と人との間隔を空ける（できるだけ2 m、最低1 m）、間隔を開けてもマスクは着用する、家に帰ったら手や顔を洗うなどの感染防止対策を行うよう呼びかける。
- ケ 県が示す感染拡大地域への訪問は極力控えるよう呼びかける。
- コ 帰省など当市に来られる方については、居住地の知事の要請を踏まえて慎重に判断し行動するように呼びかける。
- サ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口、及び感染が疑われる際の、受診の目安を周知徹底する。
- シ 高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を徹底して行う。
- ス ワクチン接種については、1回目と2回目の接種会場を保健センターにおいて継続して行う。3回目の接種については、令和3年12月から医療従事者、令和4年2月からは65歳以上の方から接種を開始しており、4月からは飯山市屋内運動場を会場として接種を行う。
- セ 災害対応における3密を避けた感染対策を講じた避難ができるよう、避難所内での対策と知人親戚等への避難の呼びかけを行う。

(3) イベント等の判断基準について

- ア 市で主催するイベント等については、別紙「市主催のイベント・会議など多くの人が参加する場での新型コロナウイルス感染対策のあり方について」のとおりとする。
- イ 民間等が開催するイベント等については、国・県の対応方針及び業種別ガイドラインに沿って実施するよう要請する。

(4) 経済対策

新型コロナウイルス感染症による影響を受けて業況が悪化した事業者等を対象に、適切な支援策を講じる。また、中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口を、飯山商工会議所内に共同設置する。なお、国の経済対策の積極的な活用を推奨する。

また、感染防止の徹底を図りながら外出や会食等、市内での率先した地域経済活動を促進する。

(5) 市組織における感染拡大防止対策

- ア 各施設への消毒薬の設置とこまめな消毒により感染防止を図る。
- イ 高齢者や持病のある方など重症化しやすい方と接する機会の多い職員について、感染を防ぐために感染予防対策を周知徹底するとともに、発熱や感冒症状の確認、報告や感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応を行う。

ウ 公共施設については各施設が果たすべき役割及び利用の実態等を勘案のうえ、感染状況に応じて閉鎖等の措置を講ずる。

(6) 関係機関との連携強化

ア 国・県からの情報を収集し連携して感染拡大防止対策を実施する。

イ 市内他機関や他団体に対して、国・県・市の対策等について理解いただき同様の対策を施すよう呼びかける。

(7) 感染者、医療従事者等への配慮

感染者、濃厚接触者やその家族、医療・介護等従事者、市外に滞在していた方などに対する不当な差別や偏見、いじめなどが生じないように冷静な行動を呼びかける。

市主催のイベント・会議など多くの人が参加する場での
新型コロナウイルス感染対策のあり方について

飯山市

ウイルスとの共存を図るため、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させつつ、社会経済活動を推進していくことが求められています。市としても、イベント、行事、会議について、感染拡大防止に最大限の留意を払いながら必要なものは実施していくこととします。イベント、行事、会議を開催するにあたっては、主催者として参加者及び職員への感染を防止するための行動を職員自らが考え、工夫し、実践することとします。

【収容人員について】

① 屋内

- ・ 大声での歓声、声援又は歌唱等が想定される場合は収容定員の 50%を参加人数の上限とする。
- ・ 大声での歓声、声援又は歌唱等がないことを前提としうる場合は収容定員の 100%を参加人数の上限とする。

② 屋外

- ・ 人と人の間隔を十分に確保（できるだけ 2m）できる場合、人数制限なしとする。

③ 全国的又は広域的なイベント

- ・ 全国的又は広域的な人の移動が見込め、参加者の把握が可能で、人と人との間隔の確保（1m）が維持できる場合等、「野外フェス等における感染防止策」が適切にできるものについては、開催を可能とする。

※「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（イベント開催基準）」に準じることとする。

【入場制限について】

- ・ 発熱のある方、強いだるさや息苦しさのある方、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は参加を認めない。
- ・ 過去 10 日以内に発熱や感冒症状があった方は、参加を控える呼びかけや PCR 等の検査の実施を推奨する。
- ・ 緊急事態宣言地域や外国への訪問歴、居住歴が 10 日以内にある方の参加を控える呼びかけや PCR 等の検査の実施を推奨する。
- ・ 参加者から感染者が発生した場合に備え、入場時に参加者の連絡先（氏名、住所、電話番号など）を確認し記録する。会議の場合は出席者名簿を作成する。
- ・ 上記 4 点について受付時に確認を行う。

【入退場について】

- ・ 入退場時、休憩時に出入口やトイレ内などを密接場面としないように、時間差で入退場する、導線を工夫するなど配慮する。
- ・ 入場時には検温を実施することが望ましい。
- ・ 入場時に行列が予想される場合は対人距離を確保する（できるだけ 2m、最低でも 1m）。床に間隔を示す目印をつけることが望ましい。

- ・ 入場前に、30秒以上の石鹸と流水での手洗い、又はエタノール系消毒液での手の消毒を行うよう求める。
- ・ 参加者にマスクの着用を求める（忘れた方などのために一定程度用意しておく）。

【会場等について】

- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的（1時間に2回以上）に外気を取り入れる換気を実施する。
- ・ 他人と共用する物品や手が触れる箇所を最少限となるよう工夫する。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。（トイレ、テーブル、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、受付用の筆記具、スリッパなど）消毒時はマスク、手袋着用が望ましい。
- ・ 消毒薬は次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%～0.1%）など消毒効果のあるものを用いる。
- ・ トイレには蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ トイレではハンドドライヤーは止め、タオルは共有で使用しない。トイレにペーパータオルを設置するのが望ましい。
- ・ 使用済みマスク、鼻水・唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ごみを回収する際はマスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は必ず石鹸と流水で手指を洗う。
- ・ 飲食が伴うイベントの場合は、下記の懇親会等の例にならい、感染防止対策を徹底して行う。
- ・ 大きな発声を控えるよう促す（イベント時の声援などは控える）。
- ・ 高齢者や持病のある方が参加する場合は、感染した際の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応をおこなう。

【会食時について】

- ・ 会食を伴う場合は、「信州版」新たな会食のすゝめ「」を遵守することとし、主な対策は次のとおりとする。
- ・ 他のグループとは距離を開け、交流しないこととする。
- ・ 同一テーブル4人以内、5人以上のグループは1テーブル4人以内となるようテーブルを分ける。また、長時間にならない様（概ね2時間以内）にする。
- ・ 飲酒の場合は適度な酒量で、大声での会話を控える。
- ・ 箸やコップは使い回さない。
- ・ 座の配置は斜め向かいに。（正面や真横は避ける）
- ・ 会話する時はなるべくマスク着用。
- ・ 換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドラインを遵守したお店を利用する。
- ・ 体調が悪い人は参加しない。

※信州の安心なお店応援キャンペーン「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守し経済活動の促進のため市内のお店を応援する。

【業種別ガイドラインについて】

- ・ 業種別ガイドラインが策定されている施設については、それぞれのガイドラインに沿って対応を実施する。